

総務省東北管区行政評価局
平成19年9月6日

「次世代育成支援対策の推進に関する調査」の結果の公表について

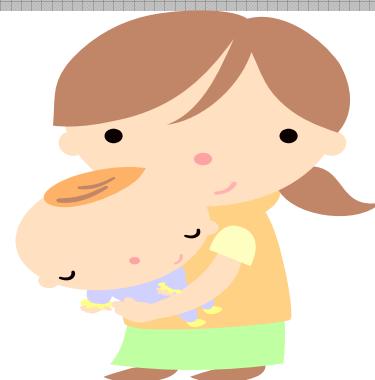
安心して子育てできる社会をめざして

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

少子化への対応として、仕事と家庭の両立支援等を推進するため次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が制定されていますが、この法律は平成26年度までの時限立法であり、残された期間に国、地方公共団体、企業が一体となって、集中的、効率・効果的に次世代育成支援対策を実施する必要があります。

この調査は、このような考え方から、①関係行政機関等における次世代育成支援対策への取組状況、②企業における一般事業主行動計画の策定・実施状況等を意識調査と実地調査により実施したものです。

- 調査結果は、平成19年9月6日(木)、[宮城労働局](#)に対して所見表示、宮城県にも参考通知



<本件照会先>
総務省東北管区行政評価局
第一部第1評価監視官
中島 政幸
(電話) 022-262-8458

概 略

背 景

宮城県の出生数は、平成13年（21,751人）を100とした場合、17年（19,326人）は11.1ポイントの減少で、全国平均（9.2ポイントの減少）を上回る減少となっており、急速な少子化傾向に歯止めがかかる状況。

国は、平成15年に次世代法を制定し、その中で、事業主及び地方公共団体がそれぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策を推進することとしているが、

- ① 一般事業主行動計画の策定は、中小企業を中心に低調
- ② 地方公共団体行動計画において仕事と家庭の両立支援について記載のない市町村があるなどの状況がみられる。

（調査のポイント）

労働局等の関係機関が行う一般事業主に対する助言・指導は的確に行われ、効果を上げているか。次世代育成支援対策を推進するには何が必要か。

（調査対象機関等）

○ 実地調査

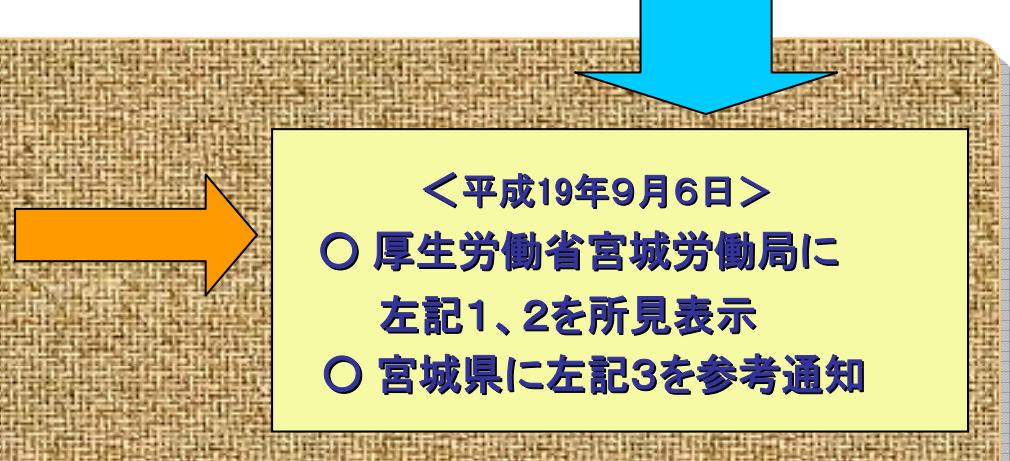
- ・宮城労働局
- ・宮城県
- ・仙台市等4市
- ・企業（一般事業主）18社

○ 意識調査

- ・企業（一般事業主）400社（回答208社。52%）
- ・市町村36（県内全市町村）

所見表示等要旨

- 1 一般事業主行動計画策定に向けた積極的な勧奨の実施
- 2 一般事業主行動計画の推進に向けた勧奨の実施
- 3 地方公共団体における一般事業主行動計画の策定に向けた積極的な勧奨の実施



1 所見表示事項:一般事業主行動計画策定に向けた積極的な勧奨の実施

制度の概要

- 常時雇用する労働者が300人を超える企業は、一般事業主行動計画を策定する義務
300人以下の企業は、努力義務
- 行動計画には行動計画策定指針に即して、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、目標、目標達成のために講ずる措置（例えば、育児休業取得を促進するため、代替要員を確保する等）等を記載し、厚生労働大臣（宮城労働局長）に届出
- 国は一般事業主行動計画を策定する企業に対して、必要な助言、指導等を実施
- 次世代育成支援対策推進センター（厚生労働大臣が指定する団体（仙台商工会議所、県中小企業団体中央会））は、一般事業主行動計画の策定に關し、相談その他の援助を実施

調査結果

- 宮城労働局への一般事業主行動計画策定届出件数は、225件（大企業＝176件、中小企業＝49件）（平成18年度末）
- 1 中小企業に重点を置いた啓発が必要
意識調査結果では、中小企業の行動計画策定率は5%（139社中7社）。一方、大企業は83.6%（61社中51社）
- 2 個別企業を対象とするきめ細かな啓発活動が必要
 - 秋田県は、2年間（6人体制）で558社を複数回訪問し、123社（22%）が行動計画を策定。個別企業訪問による勧奨が策定を推進する上で効果的
 - 宮城労働局の啓発は、一度に多数の企業を対象とする会議等によるものが中心。個別企業訪問による啓発も年間200社程度を行っているが、体制上、これ以上の対応は困難
 - 一方で、企業に次世代法の趣旨が十分に浸透していない実態
 - ① 意識調査結果では、i)回答のあった208社のうち、次世代法の内容を知っていた企業が34%（70社）にとどまる、ii)行動計画策定の予定がない139社の主な理由は、「策定を求められていることを知らないかった」（66%、92社）
 - ② 面接調査（行動計画未策定の8社対象）でも、未策定の主な理由は「次世代法を知らないかった」（5社）
- 3 次世代育成支援対策推進センター等の活性化が必要
次世代育成支援対策推進センター（以下、「支援センター」という。）は、会議等でパンフレットを配付する等による周知啓発活動のみを実施。個別企業への啓発活動、相談受付実績なし
- 4 情報共有、地方公共団体との連携が必要
 - 県、仙台市でも行動計画の策定を勧奨するため個別企業訪問を開始（県）又は計画（仙台市）。しかし、情報（策定意向の企業名、策定済みの企業名、意向調査の対象等）の共有が十分でなく、①別々に企業訪問をすることになり、効果をあげるには連携の余地あり、②大企業なのに把握漏れとなっており、勧奨がされていない（1社）。
 - 支援センターがそれぞれ講習会を開催し、開催日が近いため参加者が少ない（仙台商工会議所：平成19年2月16日=70人、県中央会=同年3月14日=23人）

所見表示要旨(対:宮城労働局)

- ① 労働局、県、仙台市、支援センター等で連絡協議会を設置する等して、それぞれが保有する情報の共有、各機関の役割分担について検討し、緊密な連携をとつて個別事業主に対して積極的な勧奨を行うこと
- ② 既に行動計画策定の前提となる社内規程を整備している企業が多いことから、企業への働きかけについては、具体的な計画を例示する等して、その理解を求めるよう配慮すること

2 所見表示事項:一般事業主行動計画の推進に向けた勧奨の実施

制度の概要

- 厚生労働大臣（宮城労働局長）は、適切な一般事業主行動計画を策定し、行動計画の目標を達成した企業で申請をしたものに対して、**基準に適合した企業である旨を認定**
(次世代法第13条)



- 認定を受けた企業は、商品、役務、広告、取引書類等に厚生労働大臣が定める表示をすることができる。
(次世代法第14条)

- 企業では、一般事業主行動計画の届出時に、認定の申請をする予定の有無を策定届出書に記載

- 支援センターは、行動計画の実施に関し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助を行う。

(次世代法第20条)

調査結果

1 企業の中には一般事業主行動計画に定めた目標を達成しようとする意識が希薄なものあり。認定申請に向けて取り組むためのインセンティブが必要

- 現在、宮城労働局管内で認定を受けているのは1社（東北リコー）のみ。認定により、企業のイメージアップにつながったと評価

- 当局が実施した意識調査結果では、

- ① 行動計画策定済み企業（60社、行動計画期間中のものを含む。）の77%（46社）が、行動計画に定めた目標を「達成できていない」又は「一部達成」と回答。その理由の第1位は、「計画的な取組をしていない」（16社、35%）
- ② 行動計画策定済み・策定中（認定申請済みの1社を除く）の68社の41%（28社）が「認定申請の予定なし」。その理由の第1位は「認定によるメリットなし」（54%、15社）

- 面接調査（行動計画策定済みの10社対象）をした企業の中には、次のような状況の企業あり。

- ① 認定を取得する場合、行動計画に縛られるので、認定申請はしないとするもの
- ② 労務担当者に行動計画を策定したという意識がなく、目標達成の取組がなされていないもの
- ③ 策定届出はしているが、行動計画自体がないもの

また、認定基準（注）の一つである男性職員の長期にわたる育児休業取得をクリアすることが認定申請を難しくしているとの意見が多い。

（注）育児休業は、本人の希望する期間の取得が可能であり、認定基準上、男性職員の育児休業取得についての期間の定めではなく、認定申請する場合、必ずしも長期にわたる育児休業を取得する必要はない。

2 関係機関における情報の共有が不十分。役割分担について協議が必要

行動計画策定済みの情報は、労働局のみが保有

支援センターでは、企業に対するサポートは未実施。実施するには、情報の共有が必要

所見表示要旨(対:宮城労働局)

- ① 支援センターとの情報の共有化を図り、緊密な連携の下に援助体制を構築し、事業主が行動計画に定めた事項の推進に取り組むよう指導・援助を行うこと
- ② 認定事業主の増加を図るには、認定により使用が認められる表示（くるみんマーク等）が普及し、認定制度の社会的認知が拡大することが肝要。このため、i) 事業主に認定基準の正確な情報を提供し、申請を躊躇させている要因を排除する、ii) 認定に伴うメリットを認定事業主における具体例を示すなどして理解を求める等により、認定申請を促進すること

3 参考通知事項：地方公共団体における一般事業主行動計画の策定に向けた積極的な勧奨の実施

制度の概要

- 都道府県及び市町村は、5年ごとに、職業生活と家庭生活との両立の推進その他次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定（次世代法第8条、第9条）
- 行動計画の策定について、国は県に、県は市町村に必要な助言、援助を実施（次世代法第10条）
- 県及び市町村は、仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関係法令制度等の広報・啓発・情報提供等について、国、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進（行動計画策定指針）
- 県及び市町村は、毎年少なくとも1回は、市町村行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならない。
（次世代法第8条、第9条）
- 次世代育成支援対策地域協議会
地方公共団体等は、地域における次世代支援対策の推進について協議するため次世代育成支援対策地域協議会を組織することができ、構成員は協議会で協議が整った事項を尊重
（次世代法第21条）

調査結果

- 次世代法は、児童福祉施策と雇用環境整備施策とを総合的に実施し、次世代育成に必要な環境を整備しようとするもの。

1 次世代法に対する認識の必要性

- 県の行動計画には、一般事業主行動計画についての記載なし。
- 県内36市町村に対する意識調査の結果、
 - ① 市町村行動計画の中に「職業生活と家庭生活の両立」に関する記載がないもの8市町村（22%）。その記載がある28市町村の中で、一般事業主行動計画について記載しているのは1市。
記載していない主な理由は、「市町村が行う雇用環境の整備に直結する事務がない」こと。
 - ② 一般事業主行動計画策定推進のための施策を実施している市町村は皆無。

2 行動計画の着実な実施と公表の励行の必要性

- 市町村の意識調査結果では、市町村行動計画に基づく措置の実施状況を公表している市町村（18）と公表していない市町村（18）は同数。
しかし、公表している市町村の中には「住民から求めがあれば公表する」等、十分な公表と言えないものもある。
公表していない市町村の理由には、「行動計画に基づく事業を実施していない」（4）、「事業を実施していても少ない」（2）というものもある。

3 次世代育成支援対策地域協議会の活用

- 36市町村のうち、次世代育成支援対策地域協議会を組織しているのは23市町村（既存の組織を活用している9市町村を含む）。構成員に経済団体等を含めているのは5市町村にとどまる。

参考通知要旨(対:宮城県)

- 県の行動計画に一般事業主行動計画策定の推進を追加する方向で行動計画の見直しを検討すること。あわせて、市町村に対しても、同様に市町村行動計画の見直しについて助言・援助を行うこと
- 市町村に対し、①行動計画の着実な実施とその実施状況に関する公表の励行、②構成員に経済界を含めた次世代育成支援対策地域協議会の設置を図るよう助言・援助を行うこと